

# 平成30年度から 税金の納め方が変わります

南丹市では納税義務者へのサービス向上や事務の効率化を目的として市税の納期・納税通知の方法について、これまでの「集合徴収方式」（市府民税、固定資産税・都市計画税を集合して課税・徴収）を平成30年度から全国標準の「税目別徴収方式」に改めます。

これによりご要望が多かった市府民税、固定資産税・都市計画税のコンビニエンスストアでの納付ができるようになります。

## 改正の内容

### 1. 納期と納付方式が変わります。

平成29年度まで 6月～3月の10回払い（集合徴収方式）



平成30年度から（税目別徴収方式）

（●印が納付月）

税目	納付回数	納期（月）											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市府民税	4回	—	—	●	—	●	—	●	—	●	—	—	—
固定資産税 都市計画税	4回	—	●	—	●	—	●	—	●	—	—	—	—

※年間の納税額が変わるものではありません。納付書はそれぞれ最初の納期月に1年分を送付します。

※市府民税を年金や給与から天引き（特別徴収）いただいている方は、納期や回数の変更はありません。

### 2. 市府民税、固定資産税・都市計画税がコンビニエンスストアで納付できるようになります。



平成30年度からは市府民税と固定資産税・都市計画税がコンビニエンスストアで納付できるようになります。これにより曜日や時間を気にすることなく、いつでも納付できるようになります。

### 3. 口座振替がさらに便利になります。

これまで市府民税と固定資産税・都市計画税は、同じ口座からの振替に限定していましたが、平成30年度からはそれぞれ別の口座でご利用できるようになります。

#### 【お問い合わせ先】

南丹市役所 税務課 Tel 0771-68-0004（課税）  
0771-68-0009（納税）